

平成29年度

松伏町立松伏小学校

いじめ防止基本方針

目 次

はじめに	1
第1 いじめの未然防止のための取組	2～3
第2 いじめの早期発見への取組	4～5
第3 いじめの早期解決への取組	6
第4 いじめの問題に向けての校内組織	6～7
第5 いじめの防止対策推進法第28条における「重大事態」の対応について	8
第6 インターネットを通じて行われるいじめ対策	9
第7 年間行事予定	10

はじめに

○ いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

児童に対して一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものと定義する。
※インターネットを通じて行われるものを含む。

(「いじめ防止対策推進法」より)

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。

ア いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

イ いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある重大かつ深刻な人権問題である。

(3) これまでの本校の取組と今後の方向性

本校では、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処を行うため、生徒指導推進委員会や学年部、各担任が、以下のような取組を進めている。

ア 児童が主体となっていじめのない子ども社会を形成するという意識を育むため、子どもの発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援している。

イ いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者、地域とともに連携し、情報を共有しながら指導にあたっている。

ウ 校長のリーダーシップのもといじめの把握に努めるとともに、組織的に取り組んでいる。

エ 児童に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて児童一人一人の状況の把握に努めている。

今後、いじめを防止の手立てとして、全教職員が子どものいじめに関する課題意識を共有するとともに、各教職員が自己の役割を認識し、児童自らも安心して豊かな社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない風土づくりを進めていかなければならない。

いじめは、決して許される行為でなく、いじめられている児童がいた場合には最後まで守り抜き、いじめをしている児童にはその行為を許さず、毅然として指導していく必要がある。

(4) 松伏町立松伏小学校いじめ防止基本方針策定について

この「松伏町立松伏小学校いじめ防止基本方針」では、いじめの防止等の取組を学校全体で円滑に進めていくことを目指し、すべての児童の健全育成及びいじめのない子ども社会の実現を方針の柱とする。また、「松伏町いじめ防止基本方針」が求める取組等、松伏町が実施する施策を参酌して、学校が取り組むべき「いじめ防止基本方針」を策定し、学校におけるいじめの防止を推進する体制づくりを確立するとともに、迅速かつ適切に「重大事態」等に対処する。

「学校基本方針」策定を通して、いじめの防止のための取組、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制の充実、児童の指導体制の確立、校内研修の充実など一層の充実を図る。

本方針は、児童一人一人の尊厳と人権が尊重される学校づくりを推進することを目的に、いじめ防止対策推進法第13条の規定に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定する。

◆第1 いじめの未然防止のための取組

- いじめ未然防止の基本的な考え方
～いじめはしない・させない・許さない～

児童をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある人間への成長を促しながら、いじめを生まない土壌をつくっていくためには、教職員をはじめ関係者による一体となった継続的な取組が必要である。

いじめ問題の根絶のためには、いじめた側、いじめられた側の関係改善だけにとどまらず、周囲の「観衆」や「傍観者」の立場をとる児童への働きかけと意識付けが何より重要である。

児童自身が「いじめをしない」という強い気持ちを持ち、また、一人一人がその所属する集団の中で、「いじめをさせない、許さない」といった態度・姿勢を示していくことで、いじめ抑止する。このため、学校の教育活動全体を通じ、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度・社会性など、心の通う人間関係を構築するための素地を養うことが必要である。

さらに、いじめの背景にある対人関係、児童集団のストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、全ての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

これらに加え、いじめの問題への取組の重要性について、地域、家庭においても、いじめを見逃さず、これを許さないとの姿勢をもって、学校と一体となった取組を推進する。

いじめの未然防止においては、以上を踏まえ「いじめはしない・させない・許さない」の考え方を基本として取り組んでいく。

いじめに関係した児童に対して、必要な教育上の措置を講じているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合には、警察や児童相談所、医療機関、などとの適切な連携を進めていく。

日頃から、町教育委員会や学校と関係機関の担当者間での情報交換を通して、情報共有体制を構築しておく。

- 具体的な取組

いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、学校はいじめの未然防止に向けて、児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、絆づくり、居場所づくりを進め、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような集団づくりを行う。

また、児童自らがいじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会をつくることができるよう支援する。加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

いじめの防止の観点から、豊かな心の育成のための、学校教育活動全体を通じた包括的な取組の方針や教育プログラム、人権教育年間計画や道徳教育年間計画等に、年間を通じた、いじめへの対応に係る取組計画等を具体的に盛り込む。

さらに、教職員の言動が、児童を傷つけたり、児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う

(1) 学級経営の充実

ア ソーシャルスキルトレーニングを実施したり、「心のアンケート」の結果を生かしたりして、児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。

イ 分かる・できる授業の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践を行う。

(2) 道徳教育の充実

ア 道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。

イ 全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

(3) 相談体制の整備

ア 「心のアンケート」後に学級担任により教育相談を行い、児童一人一人の理解に努める。

イ 休み時間や放課後等、児童と関わる時間を設定し、教育相談の充実に努める。

(4) 縦割り班活動の実施

- ア 縦割り班活動のなかで、協力したり協調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。
- イ 児童会活動、委員会活動、クラブ活動を通して、自主・自立の精神を養い、友だちとの関わりを通して豊かな心の育成を図る。

(5) インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策

- ア 全校児童のインターネットに関する使用状況調査を行い、現状把握に努めるとともに、児童にモラル教育をするなどして迅速に対応する。

(6) 学校相互間の連携協力体制の整備

- ア 中学校や幼稚園、保育園、保育所と情報交換や交流学习等を行異年齢との関わりの中で豊かな情操を育てる。

(7) 授業改善を通しての取組

- ア 研究授業を通して教員一人一人が分かりやすい授業を心掛け、児童に基礎・基本の定着を図る。
- イ 児童が活躍できる授業への改善を図り、達成感を味わわせることにより自尊感情を育む。
- ウ 道徳の時間には、命の大切さを指導する。

以上のことから、本校では、数値目標を掲げ、以下2点に取り組む。

① すべての教員が公開授業を年に1回以上行う。

すべての児童が授業に参加でき活躍できるための授業改善を図り、いじめを始めとした生徒指導上の諸問題の未然防止につなげていく。

学力に対する自信のなさや不安、それに伴う消極的・否定的な態度、ひやかしやからかいなどは、児童の学習意欲を低下させ、さらなる学習への自信のなさや不安を生むという悪循環になる。

本校では、すべての教員が公開授業を年に1回以上行い、わかる授業づくりに取り組む体制をつくる。

② 授業規律の確立

チャイムが鳴ったら着席するという習慣や、授業中の正しい姿勢の徹底、発表の仕方や聞き方の指導など、学校として共通理解、共通行動を図る。

日々の授業の中で当たり前発言したり聴いたりする姿勢を育てていけるよう、指導の在り方を見直していく。

◆第2 いじめ早期発見のための取組

○ いじめ早期発見のための基本的な考え方

「いじめは早期発見が重要」との姿勢の下、教職員をはじめ、児童に関わる全ての大人が連携し、児童のささいな変化にも気付き対応していく。

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、児童が発するサインを見逃さず、早い段階からの確に関わりを持ち、積極的にいじめを認知する。

いじめの早期発見のため学校では、アンケート調査や教育相談の実施、電話による相談等により、児童や保護者がいじめについて相談しやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童を見守る。

教職員は普段より、いじめを把握した場合の対処のあり方について、校内研修などを通じて、理解を深めておくことが必要であり、学校における組織的な対応を可能とするような体制を事前に整備する。

本校では、現在、児童のよりよい学びのために、学校が積極的に家庭・地域と連携して豊かな教育環境づくりを目指す「地域とともに歩む学校」づくりを教育活動の基盤に据えて進める。

この理念の下、学校が家庭・地域と一体となって地域ぐるみで児童生徒を育てる体制づくりを進めていく中で、いじめの防止等についても、対応を図っていく。

本校では、全職員が、児童のささいな変化に気付き、児童の現状を全職員で情報共有し、情報に基づき速やかに対応するため、全職員が以下の取組を実践する。

(1) 生徒指導部会

月1回、校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、学級担任等からなる、いじめ防止等の対策のための生徒指導部会を設置し、必要に応じて委員会を開催する。

町内全小中学校実施の「児童対象いじめアンケート調査」を年2回（6月・11月）実施。

(2) 人権教育部会

人権教育部会は、いじめ未然防止研修会の開催を年間計画に位置づけ、全職員の資質向上に努める。

町内全小中学校実施の「保護者対象いじめアンケート調査」を年2回（6月・11月）実施する。

(3) 児童の観察

担任の目で、出席点呼での表情の観察また、生活ノートや連絡帳を通して、いじめの見極めを行う。

(4) ノート・日記指導

児童の休み時間や放課後の課外活動の中で児童の様子に目を配ったり、個人ノートや日記などから交友関係や悩みを把握したりする。

(5) 情報収集

担任以外の教員や養護教諭、適応指導教室の指導者からの情報収集に努める。

(6) 職員会での情報交換及び共通理解

月に1回、全教職員で配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

(7) 生徒指導全体会

生徒指導上問題ある児童について、年3回、全職員で現状及び今後の指導方法について、情報交換し、担任の目のみならず専科教員や担任外の教員全体の目で、ささいな変化に気づき、情報の共有共通指導ができるように情報共有を図る。

(8) 相談体制の充実整備

学級懇談会、家庭訪問、個別面談、教育相談日や電話による情報提供、いじめ相談ダイヤルの周知による相談により、児童・保護者がいじめに係わる相談ができるような相談体制を確立する。

(10) 保護者と地域、関係機関との連携

児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。また、必要に応じて、住民課、健康福祉課、教育委員会、中学校やなどの関係諸機関と連携して課題解決に臨む。

◆第3 いじめの早期解決への取組

○ いじめに対する早期対応の基本的な考え方

いじめへの迅速な対応を行うために、いじめがあることが確認された場合、学校は、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童の安全を最優先に確保し、いじめたとされる児童生徒や周囲の児童に対して事情を確認した上で、適切に指導を進める等の対応を、迅速かつ組織的に行う。また、家庭や町教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ関係機関との連携し取り組む。

本校では、早期発見、早期解決、再発防止の理念に基づき、児童が安心して学校生活を送ることができるよう全職員が以下の取組を実践していく。

- (1) いじめ問題を発見した時、いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。
- (2) いじめの事実が確認された場合は、生徒指導部会を開き、対応を協議する。
- (3) いじめの内容や関係する児童について充分把握し、人権の保護に配慮しながら、いじめが人間の生き方として許されないことを理解させ、直ちにいじめをやめさせる。
- (4) 家庭との連携を図り、いじめの可能性についての情報を速やかに家庭に伝え、いじめの進行を食い止める。
- (5) いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (6) いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。
- (7) 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び吉川警察署等と連携して対処する。
- (8) 法第23条2項に基づき、いじめの概要及びいじめに対する措置の結果を、松伏町教育委員会へそのいじめが終焉するまで月例報告に載せて報告する。

◆第4 いじめの問題に向けての校内組織

法第22条に基づき、いじめ防止等の対策を実効的に行うため、いじめの防止等の対策のための常設の組織として「**松伏小学校いじめ問題対策委員会**」を設置し、複数の教職員等によって構成する。

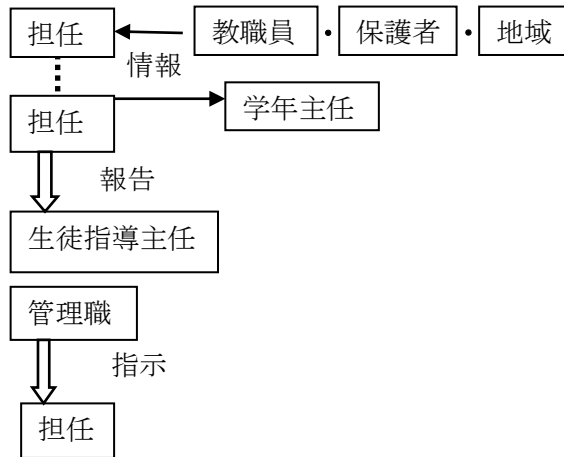
日頃からいじめの問題等、生徒指導上の課題に対応するための組織として位置付けている**生徒指導部会**を中心に、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録をし、全教職員で共有する。必要に応じて、スクールソーシャルワーカー、医師、警察など外部専門家の参加を求める。

いじめを察知した場合には、情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等の対応を組織的に実施する。また、当該組織は、学校基本方針の策定や見直し、各学校で定めた取組が計画通りに進んでいるかどうかのチェックや計画の見直しなど、いじめ防止等の取組について、PDCAサイクルで検証を行う。

本校は、全職員が、いじめ問題に無関係でいる児童はいないとの認識の下、企画委員会や生徒指導部、人権教育部、教育相談部、各教科で以下の取組を計画的に実施し、併せて評価・改善を行っていく。

いじめに対する初期対応は以下の通りとする。

いじめに対する初期対応



◆第5 いじめの防止対策推進法第28条における「重大事態」の対応について

○ 重大事態の定義

「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。例えば、

- (1) 児童生徒が自殺を企図した場合。
- (2) いじめにより児童、心身又は金品等、財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- (3) いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合。
- (4) 精神性の疾患を発症した場合。
- (5) 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合。
※いじめられて重大事態に至ったという申立てが児童や保護者からあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない。」あるいは「重大事態とは言えない。」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

○ 重大事態が起きたときの対処

「重大事態」を全職員が理解し、「重大事態」が発生したら、いじめ問題対策委員会において、法第28条1項に基づく調査を実施する。面談や質問票の使用その他の適切な方法により調査し、記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

またこの調査は、法第28条3項に基づき、松伏町教育委員会との連携を図りながら実施する。深刻ないじめにおいて、特に校内での傷害事案をはじめ、犯罪行為の可能性がある場合には、被害を受けている児童生徒を徹底して守り通すという観点から、速やかに吉川警察と連携した対応を取る。

法第30条1項に基づき、重大事態が発生した旨を重大事態が発生した旨を、町教育委員会に速やかに報告する。

- (1) 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- (2) 構成員は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、養護教諭等の中から学校の実情により充てる。なお、個々の事案により、学級担任や、必要に応じてスクールソーシャルワーカーの参加を松伏町教育委員会に要請する。
- (3) 事実関係を明確にするために、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、可能な限り網羅的に明確にする。
- (4) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- (5) 従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童又は保護者の訴えなどを踏まえ、本校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと松伏町教育委員会が判断する場合や、本校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、松伏町において調査を実施する。

◆第6 インターネットを通じて行われるいじめ対策

○ インターネットを通じて行われるいじめ対策の基本的な考え方

本校では、早期発見、早期解決の理念に基づき、児童のインターネット上のいじめを防止するために情報モラルの徹底を図る。

児童及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動や情報モラル研修会等を行う。

- (1) 非行防止教室を活用して、ネット問題について年1回児童向け講演会を実施する。
- (2) 児童の意識啓発とともに保護者の意識啓発に力を入れるため、懇談会の折、保護者対象ネット意識啓発講演会を実施する。
- (2) 学校だよりを通して情報モラルの徹底を図る。

第7 年間行事予定

4月	<ul style="list-style-type: none"> 各学年、各教科部会、各委員会、各分掌における新年度いじめ防止基本方針における取組策定（教務部） 企画委員会：「平成26年度学校基本方針」策定（教務部）（いじめ防止委員会）
5月	<ul style="list-style-type: none"> 自分自身に関わることとして「彩の国の道徳」を活用した道徳の時間（道徳教育部） 学校評議員会において基本方針の協議（教務部）
6月	<ul style="list-style-type: none"> 第1回児童対象、保護者対象いじめアンケート調査（生徒指導部会）（人権教育部会） 授業改善に関わる研究授業[教育支援担当学校訪問]
7月	<ul style="list-style-type: none"> 「青少年のネットモラル啓発DVD」によるネットいじめ防止及びネット利用啓発 「学校いじめ防止基本方針」1学期評価・改善検討
8月	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止に向けた教職員対象校内研修会（研修部）（いじめ防止委員会）
9月	<ul style="list-style-type: none"> 他人とのかかわりに関することとして「彩の国の道徳」を活用した道徳の時間（道徳教育部）
10月	<ul style="list-style-type: none"> 自然等とのかかわりとして「彩の国の道徳」を活用した道徳の時間（道徳教育部）
11月	<ul style="list-style-type: none"> 第2回児童対象、保護者対象いじめアンケート調査（生徒指導部会）（人権教育部会） 代表委員会によるいじめ撲滅取組発表会（いじめ撲滅強調月間の取組）（特活部）
12月	<ul style="list-style-type: none"> 「学校いじめ防止基本方針」2学期評価・改善検討（教務部）（いじめ防止委員会） 学校評価において、いじめの早期発見やいじめの再発を防止するための取組等について適正に評価を実施。（教務部） 集団・社会とのかかわりとして「彩の国の道徳」を活用した道徳の時間（道徳教育部）
1月	<ul style="list-style-type: none"> 学校評価において、いじめの早期発見やいじめの再発を防止するための取組等について関係部会で野検討（教務部）
2月	<ul style="list-style-type: none"> 学校評議員会において基本方針の協議（教務部） 「学校いじめ防止基本方針」年間評価及び公表（教務部）（いじめ防止委員会） 人間としての在り方生き方とのかかわりとして「彩の国の道徳」を活用した時間（道徳教育部）
3月	<ul style="list-style-type: none"> 今年度の問題の検討及び新年度の取組の検討（いじめ防止委員会） 企画委員会において、今年度の成果・課題の検討及び新年度の取組を検討（教務部・企画委員会）

★学校評価において、いじめの早期発見やいじめの再発を防止するための取組等について適正に評価を実施する。